

議案第 6 号

亀山市水道事業給水条例の一部改正について

亀山市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第           号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,849円」を「2,783円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。